

カトリック儀式書



日本カトリック司教協議会教令

Prot. CBCJS 95-1

礼部聖省教令「クム・ノストラ・エターテ (*Cum, nostra aetate*)」(一九六六年一月二十七日)の規定に基づき、本カトリック儀式書『結婚式』が、ラテン語規範版 *Ordo celebrandi Matrimonium* の正式な日本語版であることをここに宣言します。

本儀式書は一九九三年度の日本カトリック司教協議会臨時総会において認可され、一九九五年三月二十四日に典礼秘跡省より認証を受けたもので (Prot. 1505/94/L) 、一九九六年一月二十日より日本において共通に用いることのできる正式な儀式書です。

一九九五年十二月十五日

日本カトリック司教協議会会長 濱尾 文郎

CONGREGATIO DE CULTU DIVINO
ET DISCIPLINA SACRAMENTORUM

Prot. 1505/94/L

DECRETUM

Instante Excellentissimo Domino Francisco Xavier Kaname Shimamoto, Archiepiscopo Nagasakiensi, Praeside Coetus Episcoporum Iaponiae, litteris die 19 maii 1994 datis, vigore facultatum huic Congregationi a Summo Pontifice IOANNE PAULO II tributarum, interpretationem *iaponensem* Ordinis celebrandi Matrimonium, editionis typicae alterius, prout exstat in exemplari huic Decreto annexo, perlibenter confirmamus.

In textu imprimendo inseratur ex integro hoc Decretum, quo ab Apostolica Sede petita confirmatio conceditur. Eiusdem textus impressi duo exemplaria ad hanc Congregationem transmittantur.

Contrariis quibuslibet minime obstantibus.

Ex aedibus Congregationis de Cultu Divino et Disciplina Sacramentorum, die 24 martii 1995.

ANTONIUS M. CARD. JAVIERRE

Praefectus

GERARDUS M. AGNELO

Archiepiscopus a Secretis

典礼秘跡省

Prot. 1505/94/L

教令

1994年5月19日付の日本カトリック司教協議会会長、島本要長崎大司教からの申請により、教皇ヨハネ・パウロ二世から当省に与えられた権限に基づき、当省は本教令をもって、「結婚式」の規範版第二版の日本語訳文を所載のものにかぎり喜んで認証する。

出版に際しては、請願した認証が使徒座から与えられたことを示す本決定をそのまま掲載することとする。こうして印刷された式文は、二部を当省に送付することとする。

どのような反対事項も妨げにはならない。

1995年3月24日 典礼秘跡省にて

長官 アントニオ・M・ハビエル枢機卿

秘書 ジェラルド・M・アネロ大司教

改訂版の序文

日本の教会は、『典礼憲章』第62、63、77条の規定、および一九六九年三月十九日に公布されたローマ儀式書『結婚式』のラテン語規範版に基づいて、日本の地方的特色を考慮した特殊儀式書を作成し、一九七一年五月二十日、全国共通の正式の儀式書としてこれを認可した。この初版（一九七一年十二月二十日、ドン・ボスコ社発行）は数年前から絶版となってしまうため、日本カトリック典礼委員会では同じく絶版となつた『葬儀』儀式書とともに改訂作業を始めることとした。そして、一九九〇年三月十九日にローマ教皇庁典礼秘跡省からラテン語規範版の改訂版が新たに公布されたため、典礼委員会ではこの新規規範版に基づいて改訂作業を進めた。

この新しい規範版は、旧版に比べて内容が豊かになっている。とくに緒言は、一九八一年十一月二十二日に発表された教皇ヨハネ・パウロ二世の使徒的勧告『家庭―愛といのちのきずな―』(Familiaris consortio)と一九八三年一月二十五日に公布された『カトリック新教会法典』に基づいて、初版の十八項目から四十四項目に増やされ、結婚の秘跡についての現代のカトリック教会の理解が述べられている。そして、『カトリック新教会法典』の規定に従い、正式に任命された信徒が司式する場合の式次第も加えられている。さらに、結婚式で用いる祈願の例文も増やされ、ローマ規範版の初版が発行された後に発表された『祝福

式』(De benedictionibus)から「婚約式」と「結婚記念日の祝福式」が引用されている。このように、新規版では、現代のさまざまな司牧の状況に対応できるような配慮がなされている。

今回の日本語の改訂版においても、この新規版の趣旨が採用されている。ただし、信徒が結婚式を司式することについては、日本司教団は正式に教皇庁に申請することはまだ決定していないため、本儀式書では省略してある。また、規範版ではカトリック信者と求道者あるいは非キリスト者との結婚式の式次第も独立して掲載されているが、日本ではこれらの場合の結婚式は、ふつう「ことばの祭儀による結婚式」で行われることから、規範版のこの部分は省略した。なお、巻末には付録として、「日本の教会において留意すること」の項を設け、司牧的な見地からいくつかの留意点を述べた。

改訂作業に際しては、日本における結婚の伝統や風習などからの適応についても検討されたが、これらについてはさらに時間をかけて研究することが必要であるとの見解から、今回の改訂版には、日本独自の要素は取り入れることはできなかった。今後の課題として、検討を続けていきたい。

一九九五年十二月三日

典礼委員会委員長 地主 敏夫

初版の序文

第二バチカン公会議の決定に基づいて、典礼憲章実施評議会はローマ儀式書の中の結婚式の改訂案を作り、典礼聖省は、一九六九年三月十九日付をもって、これをラテン語規範版として公布し、同年七月一日から全世界で用いることにした。

ところで『典礼憲章』は秘跡と準秘跡の儀式について、広く世界的視野から現代の要求に応じてラテン語によるローマ儀式書の改訂を行うことを定めているばかりでなく、各司教協議会に対して新ローマ儀式書を各地方の必要に適應させて特殊儀式書を作るようすすめ、さらに地方と民族の風習に適した独自の儀式書を作る権限をも与えている（『典礼憲章』62、63、77）。改訂結婚式次第ラテン語規範版の緒言（12―18）にも結婚式の特殊儀式書作成の必要と独自の儀式書の可能性が明記されている。

日本語の結婚式次第の作成にあたっては、日本の結婚風習、神前結婚や仏前結婚の式典、西欧風俗の土着化、日本の感覚と表現の問題、キリスト教的結婚観と秘跡の恩恵についての理解と表明、日本の教会で従来採用または許可されていた付随的儀式や動作の再検討、洗礼を受けていない人との結婚が多い現状、大都會の教会と地方の小教會の相違、その他さまざまな状況と課題について神学、典礼、宣教、司牧の観点から考慮する必要がある。そこでこれらの事情をふまえた上で、新しい儀式書作成の素材を提供するた

め、典礼司教委員会秘書局の委嘱を受けた専門委員たちが、まずラテン語規範版を邦訳した上で、たたき台として最初の草案を作り、これを各教区の典礼委員会に送って、検討を依頼した。こうして全国各教区で行われた研究をもちよって照合、調整しながら全国共通の式文を作成する作業を行うために、一九七〇年十月、東京において全国典礼委員会合同会議がもたれた。ここでは日本独自の儀式書ではなくローマ儀式書に準じた特殊儀式書の作成が確認されるとともに、式次第の構成、司牧に実際に役立つ典礼書の性格、適応箇所 の 決定 など について の 合意 が なされ、編集委員会が発足した。その後、朗読用聖書委員会、典礼文起草委員会の協力を得て一応まとめられた日本文の式次第は、さらに典礼司教委員会と関連諸委員会の合同委員会によって綿密に検討された。このような経過をへてできあがった式次第は一九七一年五月二十日、日本司教協議会総会において承認され、使徒座に対して認証の手続きをとることが決定された。

本儀式書は一時的なためし用のものではなく、従来の式次第にかわるものとして全国で共通に用いる公式の儀式書であるが、まだ不備な点もあり、今後補足すべき箇所も多く、また実際に使用してみれば改訂すべき点も出てくるものと思われる。

本儀式書作成の段階では種々の都合で信徒の直接の参加をお願いできなかったことは残念であったが、将来よりよい儀式書を作るため、広く司祭と信徒の声が聞かれるよう方策を講じたいと思う。

一九七一年十月十日

典礼委員長 長江 恵

典礼秘跡省教令

Prot. N. CD 1068/89

かつてローマ儀式書に入れられていた結婚式は、第二バチカン公会議の決定に基づいて一九六九年に刷新され、礼部聖省によって「結婚式」儀式書として公布された。

この「結婚式」儀式書規範版の第二版では、一九八三年に公布された新教会法の規定に基づいて、緒言、儀式、祈願に若干の変更が加えられ、より豊かなものとなっている。

典礼秘跡省は、教皇ヨハネ・パウロ二世の特別の命に従い、「結婚式」儀式書の新しい版を発行することとする。この第二版のラテン語による式次第は、出版後ただちに発効する。国語による翻訳は、使徒座の認証を得て、各司教協議会が定めた日から発効する。

どのような反対事項も妨げにはならない。

一九九〇年三月十九日 聖ヨセフの祭日

典礼秘跡省にて

長官 エドゥアルド・マルチネス枢機卿

秘書 ルドビコ・カダ大司教

(ティピカの名義大司教)

礼部聖省教令

Prot. N. R 23/969

結婚式の式次第は、その内容を豊かにし、秘跡の恵みをより明確に示し、夫婦の務めを明らかにするために、『典礼憲章』の決定に基づいて改訂され、典礼憲章実施評議会によって作成された。教皇パウロ六世は、使徒としての権限によってこれを承認し、公表することとした。したがって、当礼部聖省は教皇の特別の命に従い、本儀式書を公布し、一九六九年七月一日より使用するものとする。
どのような反対事項も妨げにはならない。

一九六九年三月十九日 聖ヨセフの祭日

礼部聖省にて

長官・典礼憲章実施評議会議長 ベンノ・グート枢機卿

秘書 フェルディナンド・アントネツリ大司教

(イディクラの名義大司教)

日本カトリック司教協議会教令	3
Congregatio de Cultu Divino et Disciplina Sacramentorum-Decretum (典礼秘跡省教令)	4
改訂版の序文	5
初版の序文	7
典礼秘跡省教令	9
礼部聖省教令	10
緒言	13
本書の使用にあたって	27
一 ミサによる結婚式	31
二 ことばの祭儀による結婚式	91

三 結婚記念日のミサ 125

付録 135

一 聖書朗読箇所 137

二 結婚の祝福 141

三 共同祈願(例文) 148

四 婚約式 155

五 日本の教会において留意すること 167

緒言

一 結婚の秘跡の意義と尊さ

1 男女が互いに全生涯にわたる生活共同体をつくるために行う結婚の契約は^①、その意味と力を創造のわざから受けており、新しい契約の秘跡の一つに数えられて、キリスト信者にとってはより尊いものとなっている。

2 結婚の契約、すなわち二人の取り消すことのできない同意によって、夫婦は互いにすすんで自らを相手にゆだね、相手を受け入れる。これによって結婚が成立する。男女のこのたぐいまれな結びつきは、夫婦間の完全な忠実と、きずなの解消することのできない一致を求めており、子どもたちの幸せもまたそれを求めている。^②

3 結婚制度と夫婦の愛は、その本来の性質から、子どもの出産と養育をめざして定められており、また、このことよっていわば完成の喜びを味わう。^③ 子どもたちは結婚のすべてにまさるたまものであり、両親にこのうえない幸せをもたらすのである。

4 命と愛に結ばれた親密な共同体を形づくることによって、夫婦は「もはや別々ではなく、一体である」^④。この共同体は創造主である神によって定められ、固有のおきてが与えられ、原罪によっても唯一取り去られることの

なかった祝福が与えられている。⁽⁵⁾ それゆえ、この聖なるきずなは、人間の意志に基づくのではなく、結婚が独自の善と目的をもつことを望み、結婚を定めた神に基づいている。⁽⁶⁾

5 まことに主・キリストは、被造物を、またすべてのものを新たにする方であり、神が結び合わせたものを人が離すことのないように、⁽⁸⁾ 結婚が原初の姿と聖性を取り戻すことを望んだ。さらに、キリストはこの解消することのできない夫婦の約束の意味をより明らかに示し、この約束が、自らと教会を夫婦として結ぶ契約の模範によりたやすくならうものとなるよう、これを尊い秘跡にまで高めたのである。⁽⁹⁾

6 キリストはカナの婚礼に列席し、水をぶどう酒に変えて祝福と喜びをもたらし、こうして新しい永遠の契約の時を前もって示した。「かつて神が愛と忠実の契約をもつてその民を助けたように、今は人類の救い主もまた、⁽¹⁰⁾ 教会に自らを花婿として与え、自らの過越の神秘のうちに、教会によって契約を完成するのである。

7 洗礼、すなわち信仰の秘跡によって、男女はキリストが教会と結んだ契約に決定的かつ永久に組み入れられている。⁽¹¹⁾ こうして、彼らの夫婦としての共同体はキリストの愛へと高く上げられ、そのいけにえの力によって豊かにされる。⁽¹²⁾ この新しい状況から、洗礼を受けた者たちの有効な結婚はつねに秘跡となるのである。

8 結婚の秘跡によって、キリスト者の夫婦は、キリストと教会との間の一致と実り豊かな愛の神秘を表し、またこれにあずかる。⁽¹³⁾ こうして、彼らは結婚生活を受け入れ子どもを産み育てることのうちに、互いに聖性をめざして助け合う。そして、神の民の中で、自分たちの場と固有のたまものをもっているのである。⁽¹⁴⁾

9 この秘跡をとおして、聖霊は、キリストが教会を愛し、教会のために自らを渡したように、キリスト者の夫婦が等しい尊厳、相互の献身、そして神の愛の泉からわき出る分かつことのできない愛によって、夫婦のきずなをいづくしみ育てることに力を注ぐようにするのである。神からのものと人からのものを一つに結び合わせ、順境においても逆境においても、心と体の忠実を守っているかぎり、あらゆる姦通と離婚とは完全に無縁のものとするのである。¹⁵

10 結婚の他の目的をないがしろにするわけではないが、夫婦の愛を真にはぐくむことと家庭生活のあり方全体は、キリスト者の夫婦が創造主と救い主の愛に、すなわち夫婦をとおして自らの家族を日増しに大きくし、豊かにする方の愛に協力しようとする固い決意をもつようになることに向けられている。¹⁶ こうして、神の摂理を信頼し、犠牲の精神を尊び、¹⁷ 人間として、またキリスト者としての責任をもって、子どもを産み育てる尊い務めを果たすキリスト者の夫婦は、創造主をたたえ、キリストのうちに完成をめざしているのである。¹⁸

11 婚約者同士を結婚へと招いた神は、結婚生活の中で二人を招き続けている。¹⁹ キリストのうちに結ばれる人々は、神のことばに対する信頼のうちに、キリストと教会との一致の神秘を実り豊かに祝い、正しく生き、さらにすべての人の前でそれをあかしすることができるのである。信仰の光のうちに生まれ、準備され、挙式され、日々の生活の中で築きあげられる結婚は、「教会が結び、奉獻が強め、祝福が固め、天使が告げ知らせ、御父が認めるものである。それゆえ、二人の信者が負う軛は、ただ一つの希望、ただ一つの規律、同じ奉仕の軛である。二人はともに兄弟、ともに信仰を受けた者である。心も体も分かたれることはない。そればかりか、二人は体において一つである。体が一つなら、心も一つである」。²⁰

二 義務と役務

12 結婚の準備と挙式は、第一に将来の夫婦とその家族にかかわることであるが、司牧と典礼に関するにおいては、司教、主任司祭とその助任司祭、および少なくとも何らかのかたちで教会共同体全体に関係することである。⁽²³⁾

13 結婚する人の準備あるいは結婚の司牧的配慮に関して、司教協議会が定めた規則あるいは司牧上の指針に留意して、教区全体でどのように挙式し、秘跡にあずかるかを司牧的に配慮するのは、司教の務めである。司教は、結婚の状態がキリスト教の精神で守られ、完成に導かれるような援助をキリスト信者のために定めなければならない。⁽²⁴⁾

14 司牧者は自己の共同体で、何よりも次のような助けが与えられるよう配慮しなければならない。

- ① 結婚に関する一般的講話、未成年者と青年および成人に適した信仰教育、さらにマスメディアの利用。これらによって、キリスト信者がキリスト教的結婚の意義とキリスト者の夫婦と両親の務めについて教えられなければならない。
- ② 結婚を締結する人の個人的な準備。これによって、結婚しようとする人々は、自らの新しい身分の聖性と義務について準備されなければならない。
- ③ 結婚式のための実り豊かな典礼。これによって、夫婦がキリストと教会との間にある一致と実り豊かな愛の神秘を表し、これにあずかることが明らかにされなければならない。
- ④ 夫婦に与えられる援助。夫婦が結婚の契約を忠実に保ち、また守って、日増しにより清く豊かな家庭生活

を送るよう助けられなければならない。⁽²⁵⁾

15 結婚をふさわしく準備するにはかなりの時間が必要である。結婚する人に、前もってこの準備の必要性を知らせなければならない。

16 キリストの愛によって導かれる司牧者は、結婚する人を受け入れ、何よりも彼らの信仰を強め、はぐくまなければならない。⁽²⁶⁾ 結婚の秘跡は信仰を前提とし、これを求めているからである。

17 右に述べたキリスト教の教えの根本となるいくつかの点(1-11)を、結婚する人が必要に応じて思い起こすよう配慮し、結婚と家庭についての教え、秘跡とその儀式、祈りと聖書朗読に関して信仰教育がなされ、これらをよく自覚して実りある式を行うことができるようにしなければならない。

18 堅信の秘跡をまだ受けていないカトリック信者は、重大な妨げがないかぎり、キリスト者としての生活を完全なものとするために、結婚が許される前にそれを受けなければならない。結婚する人には、結婚の秘跡を受ける準備の間に、必要ならゆるしの秘跡を受け、とくに結婚式の中で聖体を拝領することが勧められる。⁽²⁷⁾

19⁽²⁸⁾ 結婚式に先立って、その挙式の有効性および適法性について何の障害もないことが確認されなければならない。

20 司牧者は準備をするにあたって、人々が結婚と家庭についてどのように考えているかに注意したうえで、信

仰の光に照らし、結婚する人々相互の真の愛がどのようなものであるかを伝えるよう努めなければならない。有効かつ適法な結婚を成立させるために法が求めているものもまた、結婚する人の間にキリスト教的な家庭をつくるための、生きた信仰と実り豊かな愛を育てるよう促すことができるのである。

21 しかし、洗礼を受けた人たちの結婚式を行う場合、あらゆる努力にもかかわらず、結婚する人が、教会が意図していることを受け入れないということをはっきりと明確に表明するならば、司牧者は挙式を許してはならない。それが本意であっても司牧者は事実を認め、教会ではなく当事者自身がこのような状態にあるために挙式を妨げていることを、彼らに納得させなければならない。²⁰

22 結婚については特別な場合が珍しくない。すなわち、カトリック教会以外の教会で洗礼を受けている人との結婚、求道者との結婚、洗礼を受けていない人との結婚、あるいはカトリックの信仰をはっきりと否定している人との結婚などがある。司牧に携わる人々は、このような場合のための教会の規定を念頭におき、必要ならふさわしい権限をもつ者に諮らなければならない。

23 結婚する人の準備をした司祭が、結婚式の中で秘跡に関する説教をし、同意を確認し、ミサを司式することが望ましい。

24 主任司祭あるいは地区裁判権者から許可を受ければ、結婚式を司式し、²⁰結婚の祝福をさずけることが助祭にも許される。

25 司祭および助祭が不在の場合、教区司教は事前に司教協議会の賛同を受け、使徒座の認可を得たうえで、結婚に立ち会うことを信徒に委任することができる。信徒の選任については、結婚する人々に教える能力をもち、結婚式の典礼を正しく執り行うことのできる適格な者を選ぶこととする。⁽¹⁾ 委任を受けた信徒は、二人の同意の表明を求め、教会の名のもとにこれを受領する。⁽²⁾

26 ほかの信徒たちも、結婚する人の霊的な準備において、あるいは挙式においてもさまざまな形で役割を果たすことができる。キリスト教共同体全体が、信仰をあかしし、キリストの愛を世に示すために協力しなければならない。

27 結婚式は、結婚する人のどちらかが所属する小教区で行うか、あるいは自己の地区裁判権者、または自己の主任司祭の許可を受けて、その他の場所で行うものとする。⁽³⁾

三 挙式

準備

28 結婚は神の民の数を増し、彼らを聖化することを目的としているので、挙式は小教区共同体の、少なくともその成員の何人かの参加を促すような共同体的な性格を帯びている。地域の習慣を考慮して、適当であれば、同時に何組かの挙式を行うこと、あるいは主日の集いの中で挙式を執り行うことができる。

29 秘跡を執り行うこと自体を、できるかぎり結婚する人とともによく準備しなければならない。結婚式は通常、

ミサの中で行われる。しかし、主任司祭は、司牧上の必要から、あるいは列席者や当事者の教会生活への参加の仕方を考慮して、挙式をミサの中で行うかことばの祭儀で行うか、どちらがよりふさわしいかを考えなければならぬ³¹。適当であれば、説教の中で解説する聖書朗読の箇所、同意の表明の仕方、指輪の祝福および結婚の祝福のための式文、共同祈願の意向と聖歌を、結婚する人とともに選ぶ。さらに、儀式書にあるさまざまな式、適当であれば用いることができる地域の習慣を考慮する。

30 用いる歌は結婚式にふさわしいもの、教会の信仰を示すものであるようにし、ことばの典礼における答唱詩編の意義をよく考えるようにする。歌に関する注意は、どのような音楽を選ぶかにもあてはまる。

31 結婚式の祝祭としての性格は、教会堂の飾りつけにおいてもふさわしく示されなければならない。地区裁治権者は典礼法規に従って公的な権限をもつ人々に敬意を表すとともに、個人的な関係による不公平や社会的地位による差別がないように注意しなければならない³²。

32 悔い改めの時期の性格をもつ日、とくに四旬節中に結婚式が執り行われる場合には、主任司祭は、その日もつ特別な性格の意味について考えるよう、当事者たちに注意しなければならない。聖金曜日、聖土曜日の挙式は、絶対に許されない。

式文の選択

33 ミサの中で行われる結婚式は、「一」ミサによる「結婚式」の式文を用いる。ミサを行わない場合は、「二」ことばの祭儀による「結婚式」の規定に従い、ことばの典礼の後で行う。

34 ミサの中で行われる結婚式は、白、あるいは祝祭にふさわしい色の祭服を着用して、「結婚のため」の儀式を伴うミサで執り行われる。典礼日の優先順位表の(1)から(4)にあげられている日に当たる場合は、その日の聖書朗読を用いて当日のミサを行うが、ミサの間に結婚の祝福を入れ、さらに適当であれば、結びの祝福に結婚式固有のものを用いる。

しかし、降誕節と年間に、小教区の共同体が参加する主日のミサの中で結婚式が行われる場合は、その主日のミサを用いる。

しかしながら、結婚式にふさわしいことばの典礼は、結婚の秘跡自体を教えるうえでも、夫婦の務めを教えるうえでも大いに役立つので、「結婚のため」のミサが用いられない場合にも、結婚式のために用意された聖書朗読箇所(137ページ以下)から一つを選んで用いることができる。

35 結婚式のおもな要素がよくわかるようにしなければならぬ。このためのものとして、救いの歴史におけるキリスト者の結婚の意義および夫婦と子どもたちを聖化する結婚の役割と義務を示すことばの典礼、司式者が表明を求め確認する新郎新婦の同意、新郎新婦の上に神の祝福を呼び求める尊い祈り、そしてとくに二人の愛を養い、これを主および隣人との交わりへと高める、結婚する二人と列席者の聖体拝領がある。⁽³⁵⁾

36 結婚式がカトリック信者とカトリック教会以外の教会で洗礼を受けた者との間で行われる場合、ことばの祭儀による結婚式を用いなければならない。しかし特別な事情があり、地区裁治権者が同意すれば、ミサによる結婚式を用いることができる。カトリック信者でない者に聖体の拝領を許可するかどうかは、さまざまな状況のために定められている規定に従う。⁽³⁶⁾ 結婚式がカトリック信者と求道者、あるいはキリスト者ではない人との間で行われる場合は、後に掲げる式を、さまざまな状況のために用意された式を選んで用いる。

37 司牧者はすべての人のためにキリストの福音に奉仕する者であり、カトリック信者であろうとなかろうと、結婚式や感謝の祭儀にまつたく、あるいはほとんど参加したことの無い人々のことをとくに考慮に入れなければならない。この司牧上の規則は、何よりもまず結婚する当事者にあてはまる。

38 結婚式がミサの中で行われるなら、ミサをささげるために必要なもののほかに、教会堂の内陣にローマ儀式書と当事者たちの指輪を用意しておく。また、適当であれば、聖水を入れた灌水器、両形態の拝領が可能な大きさのカリスも用意しておく。

四 司教協議会の責任で行うべき適応

39 司教協議会は、『典礼憲章』の定めるところに従って、使徒座の承認を得たうえでそれに関する地方で用いるために、このローマ儀式書をそれぞれの地方の習慣と必要に適応させる権限をもつ。

40 司教協議会は次のことを行う権限をもつ。

- ① 以下の41〜44に掲げられた適応を定めること。
- ② ローマ儀式書の緒言36とそれ以下の部分(式文の選択)を、必要なら、信者たちがより自覚して行動的に参加できるように適応し、補うこと。
- ③ さまざまな言語の特性と異なる文化の本質に真に適合する式文の翻訳を準備し、適切と思われるところには、歌うに適した旋律をつけ加えること。
- ④ これを出版するにあたって、司牧上の使用によりふさわしいと思われる仕方でも内容を整理すること。

41 適応を行うにあたっては、次のことを念頭におかなければならない。

- ① ローマ儀式書の式文を適応させ、また必要ならこれに何かをつけ加えることができる(同意の表明の前の質問と同意のことば自体を含む)。
- ② ローマ儀式書が任意に使うことのできる複数の式文を載せているところでは、同種の他の式文を加えることができる。
- ③ 儀式の秘跡としての構造を守ったうえで、各部の順序を変更することができる。ふさわしいと思われるなら、同意の表明の前の質問を省略することができる。しかし、司式者が当事者の同意を求め、これを確認するという点は守られなければならない。
- ④ 司牧上必要なら、当事者の同意をつねに質問のかたちで求めるように定めることができる。
- ⑤ 指輪の交換の後で、地方の習慣を考慮して、新婦に冠をかぶらせたり、新郎新婦に衣を着せたりすることができる。
- ⑥ 新郎新婦が手を握り合うこと、あるいは指輪を祝福し交換することを、人々の感情に適応させることができる。きかないところでは、これを省くか、ほかの式で補うよう定めることができる。
- ⑦ それぞれの地方の人々の伝統と感情に則して、何をふさわしく取り入れることができるかを注意深く、賢明に考慮すること。

42 さらに各司教協議会は、『典礼憲章』の規定(63 b)に従って、地方とそこに住む人々の習慣に適した、結婚のための独自の式をつくる権利をもつ。これに際しては、事前に使徒座の承認を受けるものとする。しかし、司式者が当事者の同意の表明を求め、これを確認し、結婚の祝福が授けられるという規定は守られなければならない。さらに、独自の儀式書にも、ローマ儀式書の緒言を、儀式の適応に関する点を除いて、冒頭に載せなければならない。

ない。⁽¹⁾

43 現在、初めて福音を受け入れる人々のもとで執り行われている結婚式の習慣や方法の中で、尊敬に値し、迷信や誤謬と結ばれて切り離すことのできないもの以外は、すべて好意をもって評価し、できればそのまま保存するばかりでなく、真の、本来の典礼精神の原理に適合するかぎり、ときにはそれを典礼そのものの中にも取り入れる。⁽²⁾

44 結婚式が家庭で、さらには何日にもわたって執り行われる習慣のある人々のところでは、これをキリスト教の精神と典礼に適合させなければならない。この場合、司教協議会は、人々の司牧上の必要に基づき、結婚の秘跡の式自体を家庭で執り行うことができるように定めることができる。

注

- (1) 教会法第一〇五五条第一項。
- (2) 第二バチカン公会議『現代世界憲章』48 (*Gaudium et spes*) 参照。
- (3) 同48参照。
- (4) マタイ19・6。
- (5) 「結婚の祝福」参照。
- (6) 第二バチカン公会議『現代世界憲章』48参照。
- (7) ニコリント5・17参照。

- (8) マタイ19・6参照。
- (9) 第二バチカン公会議『現代世界憲章』48参照。
- (10) 同48。
- (11) 教皇ヨハネ・パウロ二世使徒的勧告『家庭―愛といのちのきずな―(一九八一年十一月二十二日)』13 (*Familiaris consortio*: AAS 74 [1982] 95) 第二バチカン公会議『現代世界憲章』48参照。
- (12) 教会法第一〇五五第二項参照。
- (13) エフェソ5・25参照。
- (14) 一コリント7・7、第二バチカン公会議『教会憲章』11 (*Lumen gentium*)参照。
- (15) エフェソ5・25参照。
- (16) 第二バチカン公会議『現代世界憲章』48、50参照。
- (17) 同49参照。
- (18) 同50参照。
- (19) 一コリント7・5参照。
- (20) 第二バチカン公会議『現代世界憲章』50参照。
- (21) 教皇ヨハネ・パウロ二世使徒的勧告『家庭』51 (*op. cit.*, 143)参照。
- (22) テルトウリアヌス『妻々』(*Ad uxorem*, II, VIII: CCL I, 393)。
- (23) 教皇ヨハネ・パウロ二世使徒的勧告『家庭』66 (*op. cit.*, 159-162)参照。
- (24) 同参照。教会法第一〇六三―一〇六四条も参照。
- (25) 教会法第一〇六三条参照。
- (26) 第二バチカン公会議『典礼憲章』59 (*Sacrosanctum Concilium*)参照。
- (27) 教会法第一〇六五条参照。
- (28) 同第一〇六五条、一〇六六条参照。
- (29) 教皇ヨハネ・パウロ二世使徒的勧告『家庭』68 (*op. cit.*, 165)参照。

- (30) 教会法第一一一一条参照。
- (31) 同第一一二条第二項参照。
- (32) 同第一一〇八条第二項参照。
- (33) 同第一一五条参照。
- (34) 第二バチカン公会議『典礼憲章』78参照。
- (35) 同34参照。
- (36) 第二バチカン公会議『信徒使徒職に関する教令』3 (Apostolicum auctoritatem) 同『教会憲章』12参照。
- (37) 教会法第八四四条参照。
- (38) 第二バチカン公会議『典礼憲章』37 | 40、63 b 参照。
- (39) 同77参照。
- (40) 同78参照。
- (41) 同63 b 参照。
- (42) 同37参照。

本書の使用にあたって

45

本書とローマ規範版（一九九〇年）との関係は以下のとおりである。

① ローマ規範版は、緒言および次の五つの章と付録で構成されている。

第一章 ミサ中に行われる結婚式

第二章 ミサなしで行われる結婚式

第三章 信徒が司式する結婚式

第四章 カトリック信者と求道者あるいは未信者との結婚式

第五章 聖書朗読箇所と他の式文

付録一 共同祈願の例文

二 婚約式

三 結婚記念日を迎える夫婦のためにミサ中で行う祝福

本書では右の構成を次の箇所について変更した。

- ・日本の教会で行われる「ことばの祭儀による結婚式」の多くは、規範版の第四章に該当するとの判断から、規範版の第二章と第四章を一つにまとめた。
- ・第三章「信徒が司式する結婚式」は172ページに述べた理由から掲載しない。
- ・結婚記念日の祝福は付録ではなく、独立した章として扱い、規範版第五章を付録に入れた。

② 本書は日本のための「特殊儀式書」であるので、ローマ規範版そのままの翻訳ではない。日本の実状に合わせて作成された一九七一年発行の日本語初版を参考にし、その内容をできるかぎりいかすとともに、一九九〇年発行のローマ規範版第二版に基づいて必要な箇所を補い、改訂を行ったもので、一九九三年度の日本カトリック司教協議会臨時総会で承認されたものである。

46 本書の使用にあたって、司式者は状況に応じて、ある箇所では式文を取捨選択し、ある箇所では自由に創作することが望ましい。このことは典礼注記において、次のように指示されている。

① 選択できるもの——「…からふさわしいものを選ぶ」「…のいずれかを用いて」など

② 式文を創作できるもの——「…たとえば次のようなことばを述べる」など
また、式文中で（ ）をつけたことばは、司式者が状況に応じて言い換えたり、選択したりすることができることを示している。

47 本書に使用した聖書本文は、(勅)日本聖書協会発行の『聖書 新共同訳』(一九九四年版)に基づいている。聖書の表題に()をつけた箇所は、状況に応じて適当な表現を用いることができることを示している。また、本書に使用した詩編は典礼委員会詩編小委員会訳『ともに祈り・ともに歌う「詩編」現代語訳』(一九七二年、あかし書房)に基づいているが、『典礼聖歌』の歌詞と合わせたり、必要に応じて語句を変更したりした箇所がある。

なお、答唱詩編は本来歌われるものであるが、朗唱する場合は答唱句を唱える必要はない。また、アレルヤ唱は歌わない場合は省くことができる。

48 式文中で新郎新婦の名前を呼ぶとき、「○○○○」または「○○○○さん」と表記してある。神に向けられた

祈りのときは前者のように敬称を省き、その他の場合は後者のように敬称をつけてある。

49 必要に応じて使えるように、「聖書朗読箇所」「結婚の祝福」「共同祈願(例文)」「婚約式」を付録として記載してある。なお、司祭の便宜のため、もつともよく使用される第二奉献文と第三奉献文を第一章に記載した。また、第一章の感謝の典礼における司祭の動作や姿勢などについては『ミサ典礼書』の指示に従う。

